

## 公 示

### 準特定地域における営業方法の制限について

|      |            |          |
|------|------------|----------|
| 制 定  | 平成28年11月4日 | 九運公第47号  |
| 一部改正 | 平成31年4月1日  | 九運公第4号   |
| 一部改正 | 令和2年3月31日  | 九運公第120号 |
| 一部改正 | 令和3年7月30日  | 九運公第40号  |
| 一部改正 | 令和3年10月1日  | 九運公第65号  |
| 一部改正 | 令和3年10月29日 | 九運公第74号  |
| 一部改正 | 令和6年9月30日  | 九運公第73号  |

平成26年1月24日付け公示「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて」第3の2.に基づき、対象地域の減休車率を別表のとおり定めたので公示する。

平成28年11月4日

九州運輸局長 佐々木 良

## 別 表

| 都道府県 | 営業区域名<br>(交通圏) | 営業区域<br>減休車率 |
|------|----------------|--------------|
| 福岡県  | 福岡交通圏          | 8.2%         |
|      | 北九州交通圏         | 11.0%        |
|      | 久留米市           | 12.3%        |
|      | 筑豊交通圏          | 13.0%        |
| 佐賀県  | 佐賀市            | 14.3%        |
|      | 唐津市            | 17.0%        |
| 長崎県  | 長崎交通圏          | 12.3%        |
|      | 佐世保市           | 14.7%        |
|      | 諫早市            | 11.1%        |
| 宮崎県  | 宮崎交通圏          | 8.7%         |
|      | 延岡市            | 8.3%         |
|      | 都城交通圏          | 17.2%        |
| 大分県  | 大分市            | 12.2%        |
|      | 別府市            | 14.5%        |
| 鹿児島県 | 鹿児島市           | 8.2%         |
|      | 鹿児島空港交通圏       | 11.0%        |

附 則

この公示は、平成28年11月4日から適用する。

附 則（平成31年4月1日 九運公第4号）

この公示は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月31日 九運公第120号）

この公示は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年7月30日 九運公第40号）

この公示は、令和3年8月1日から適用する。

附 則（令和3年10月1日 九運公第65号）

この公示は、令和3年10月1日から適用する。

附 則（令和3年10月29日 九運公第74号）

この公示は、令和3年11月1日から適用する。

附 則（令和6年9月30日 九運公第73号）

この公示は、令和6年10月1日から適用する。